



山形県公報

平成20年4月11日(金)
第1933号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

|                                              |                      |     |
|----------------------------------------------|----------------------|-----|
| 生活保護法による指定医療機関の指定.....                       | (健康福祉企画課) ...        | 590 |
| 生活保護法による指定介護機関の指定.....                       | (同) ...              | 同   |
| 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出.....                    | (同) ...              | 同   |
| 生活保護法による指定介護機関の変更の届出.....                    | (同) ...              | 591 |
| 救急病院等の告示.....                                | (同) ...              | 同   |
| 指定居宅サービス事業者の指定.....                          | (村山総合支庁福祉企画課) ...    | 同   |
| 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止.....                  | (同) ...              | 592 |
| 指定介護予防サービス事業者の指定.....                        | (同) ...              | 同   |
| 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止.....                | (同) ...              | 593 |
| 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業の廃止.....                  | (同) ...              | 同   |
| 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定.....             | (同) ...              | 同   |
| 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の<br>廃止..... | (同) ...              | 594 |
| 障害者自立支援法による指定相談支援事業者の指定.....                 | (同) ...              | 同   |
| 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止.....                  | (最上総合支庁福祉課) ...      | 同   |
| 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止.....                | (同) ...              | 同   |
| 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定.....             | (置賜総合支庁福祉課) ...      | 595 |
| 同.....                                       | (同) ...              | 596 |
| 同.....                                       | (同) ...              | 同   |
| 山形県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更.....              | (庄内総合支庁水産課) ...      | 同   |
| 基本測量の終了の通知.....                              | (農村計画課) ...          | 597 |
| 公共測量の終了の通知.....                              | (同) ...              | 同   |
| 土地改良区の定款変更の認可.....                           | (庄内総合支庁農村計画課) ...    | 同   |
| 土地改良区連合の定款変更の認可.....                         | (同) ...              | 598 |
| 農林水産大臣の指定に係る解除予定保安林の通知.....                  | (森林課) ...            | 同   |
| 民有保安林の指定施業要件の変更の予定.....                      | (同) ...              | 同   |
| 同.....                                       | (同) ...              | 603 |
| 道路の区域の変更.....                                | (村山総合支庁北村山建設総務課) ... | 604 |
| 二級建築士の免許の取消し.....                            | (建築住宅課) ...          | 同   |

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

政治活動のために寄附を受け又は支出することができないこととなった政治団体..... 同

### 公 告

|                       |             |     |
|-----------------------|-------------|-----|
| 一般競争入札の公告.....        | (情報企画課) ... | 605 |
| 特定調達契約に係る落札不調の公告..... | (病院事業局) ... | 606 |

### 正 誤

## 告 示

## 山形県告示第370号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成20年4月11日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定医療機関の名称   | 指定医療機関の所在地     | 指定年月日      |
|-------------|----------------|------------|
| かもめ薬局 富士見店  | 酒田市富士見町三丁目2番3号 | 平成20. 3. 3 |
| くろき脳神経クリニック | 同              | 同 3.13     |
| ホープ薬局 村山駅西店 | 村山市駅西18番地の5    | 同 3.19     |

## 山形県告示第371号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成20年4月11日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護機関及び居宅介護支援事業所の名称 | 施設又は実施する事業の種類                                  | 指定介護機関及び居宅介護支援事業所の所在地 | 指定年月日      |
|----------------------|------------------------------------------------|-----------------------|------------|
| 村山医院                 | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導                       | 酒田市東栄町7番11号           | 平成20. 2. 5 |
| うさぎ村                 | 通所介護<br>介護予防通所介護                               | 山形市東原町三丁目7番25号        | 同 3.15     |
| 楽聖倶楽部 江俣             | 通所介護<br>介護予防通所介護                               | 同 江俣四丁目18番26号         | 同 3.21     |
| ケアホームわかみやの郷          | 居宅介護支援<br>通所介護<br>訪問介護<br>介護予防通所介護<br>介護予防訪問介護 | 酒田市若宮町二丁目2番29号        | 同 3.24     |

## 山形県告示第372号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成20年4月11日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護機関の名称                   | 施設又は実施する事業の種類 | 指定介護機関の所在地    | 廃止年月日      |
|-----------------------------|---------------|---------------|------------|
| アースサポート株式会社<br>山形在宅サービスセンター | 訪問介護          | 山形市八日町一丁目2番2号 | 平成19. 6. 1 |

山形県告示第373号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成20年4月11日

山形県知事 齋 藤 弘

1 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

医療法人徳洲会 徳田山介護センター  
酒田市東町一丁目6番地の2

(2) 届出の内容

| 指定介護機関の名称                    |                   | 変更年月日     |
|------------------------------|-------------------|-----------|
| 変更前                          | 変更後               |           |
| 医療法人徳洲会<br>介護老人保健施設徳田山介護センター | 医療法人徳洲会 徳田山介護センター | 平成18.11.1 |

2 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

医療法人徳洲会 徳田山介護センター  
酒田市東町一丁目6番地の2

(2) 届出の内容

| 指定介護機関の所在地  |               | 変更年月日     |
|-------------|---------------|-----------|
| 変更前         | 変更後           |           |
| 酒田市相沢字道脇7番地 | 酒田市東町一丁目6番地の2 | 平成18.11.1 |

山形県告示第374号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

平成20年4月11日

山形県知事 齋 藤 弘

| 名称      | 所在地              | 認定期間                         |
|---------|------------------|------------------------------|
| 寒河江市立病院 | 寒河江市大字寒河江字塩水80番地 | 平成20年4月11日から<br>平成23年4月10日まで |

山形県告示第375号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成20年4月11日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地                 | 事業所の名称及び所在地                     | 居宅サービスの種類 | 指定年月日    |
|-------------------------------------|---------------------------------|-----------|----------|
| 特定非営利活動法人うさぎ村<br>山形市東原町三丁目7番25号     | うさぎ村<br>山形市東原町三丁目7番25号          | 通所介護      | 平成20.3.4 |
| 株式会社高齢者リハビリテーション研究所<br>東京都新宿区三栄町8番地 | パワーリハデイサービス山形<br>山形市城南町三丁目6番24号 | 通所介護      | 同 3.27   |

|                                   |                                        |          |   |      |
|-----------------------------------|----------------------------------------|----------|---|------|
| 合同会社ライフスタイル<br>尾花沢市上町五丁目5番35号     | ケアセンターゆとり<br>尾花沢市上町五丁目5番35号            | 訪問介護     | 同 | 3.6  |
| 社会福祉法人敬寿会<br>山形市大字妙見寺500-1        | ショートステイ鈴川敬寿園<br>山形市大野目二丁目2-67          | 短期入所生活介護 | 同 | 3.25 |
| 社会福祉法人西川保健福祉会<br>西村山郡西川町大字海味548番地 | ケアハイツ西川指定訪問介護事業所<br>西村山郡西川町大字海味548番地   | 訪問介護     | 同 |      |
| 社会福祉法人西川保健福祉会<br>西村山郡西川町大字海味548番地 | ケアハイツ西川指定訪問入浴介護事業所<br>西村山郡西川町大字海味548番地 | 訪問入浴介護   | 同 |      |
| ユー・サブ株式会社<br>山形市吉原一丁目3番35号        | ケアセンターおかめ<br>山形市吉原一丁目3番35号             | 訪問介護     | 同 | 3.28 |

## 山形県告示第376号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成20年4月11日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称及び所在地     | 事業所の名称及び所在地                         | 居宅サービスの<br>種類 | 廃止年月日     |
|-----------------------------|-------------------------------------|---------------|-----------|
| 医療法人篠田好生会<br>山形市桜町2番68号     | 医療法人篠田好生会篠田総合病院<br>山形市桜町2番68号       | 短期入所療養介護      | 平成20.3.31 |
| 社会福祉法人妙光福祉会<br>山形市蔵王上野920番地 | 蔵王やすらぎの里指定訪問介護事業所<br>山形市蔵王上野920番地   | 訪問介護          | 同         |
| 医療法人敬愛会<br>尾花沢市大字臈気695番地の3  | ホームヘルパーステーションゆとり<br>尾花沢市大字臈気695番地の3 | 訪問介護          | 同         |
| 医療法人敬愛会<br>尾花沢市大字臈気695番地の3  | 訪問看護ステーション愛あい<br>尾花沢市大字臈気695番地の3    | 訪問看護          | 同         |

## 山形県告示第377号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成20年4月11日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定介護予防サービス事業者<br>の名称及び所在地               | 事業所の名称及び所在地                     | 介護予防サービスの<br>種類  | 指定年月日    |
|-----------------------------------------|---------------------------------|------------------|----------|
| 特定非営利活動法人うさぎ村<br>山形市東原町三丁目7番25号         | うさぎ村<br>山形市東原町三丁目7番25号          | 介護予防通所介護         | 平成20.3.4 |
| 株式会社高齢者リハビリテー<br>ション研究所<br>東京都新宿区三栄町8番地 | パワーリハビリサービス山形<br>山形市城南町三丁目6番24号 | 介護予防通所介護         | 同 3.27   |
| 社会福祉法人敬寿会<br>山形市大字妙見寺500-1              | ショートステイ鈴川敬寿園<br>山形市大野目二丁目2-67   | 介護予防短期入所<br>生活介護 | 同 3.25   |

|                                   |                                        |            |        |
|-----------------------------------|----------------------------------------|------------|--------|
| 社会福祉法人西川保健福祉会<br>西村山郡西川町大字海味548番地 | ケアハイツ西川指定訪問介護事業所<br>西村山郡西川町大字海味548番地   | 介護予防訪問介護   | 同      |
| 社会福祉法人西川保健福祉会<br>西村山郡西川町大字海味548番地 | ケアハイツ西川指定訪問入浴介護事業所<br>西村山郡西川町大字海味548番地 | 介護予防訪問入浴介護 | 同      |
| ユ・サーブ株式会社<br>山形市吉原一丁目3番35号        | ケアセンターおかめ<br>山形市吉原一丁目3番35号             | 介護予防訪問介護   | 同 3.28 |

## 山形県告示第378号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成20年4月11日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護予防サービス事業者の名称及び所在地       | 事業所の名称及び所在地                         | 介護予防サービスの種類  | 廃止年月日      |
|-----------------------------|-------------------------------------|--------------|------------|
| 医療法人篠田好生会<br>山形市桜町2番68号     | 医療法人篠田好生会篠田総合病院<br>山形市桜町2番68号       | 介護予防短期入所療養介護 | 平成20. 3.31 |
| 社会福祉法人妙光福祉会<br>山形市蔵王上野920番地 | 蔵王やすらぎの里指定訪問介護事業所<br>山形市蔵王上野920番地   | 介護予防訪問介護     | 同          |
| 医療法人敬愛会<br>尾花沢市大字臈気695番地の3  | ホームヘルパーステーションゆとり<br>尾花沢市大字臈気695番地の3 | 介護予防訪問介護     | 同          |
| 医療法人敬愛会<br>尾花沢市大字臈気695番地の3  | 訪問看護ステーション愛あい<br>尾花沢市大字臈気695番地の3    | 介護予防訪問看護     | 同          |

## 山形県告示第379号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成20年4月11日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地                  | 事業所の名称及び所在地                           | 廃止年月日      |
|--------------------------------------|---------------------------------------|------------|
| 社会福祉法人妙光福祉会<br>山形市蔵王上野920番地          | やすらぎの里金井指定居宅介護支援事業所<br>山形市内表東1番地      | 平成20. 3.31 |
| 医療法人敬愛会<br>尾花沢市大字臈気695番地の3           | 居宅介護支援事業所尾花沢愛あい<br>尾花沢市大字臈気695番地の3    | 同          |
| 社会福祉法人恩賜財団済生会支部山形県済生会<br>山形市沖町79番地の1 | 指定居宅介護支援事業所フローラさいせい<br>山形市小白川町二丁目3番1号 | 同          |

## 山形県告示第380号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービスを次のとおり指定した。

平成20年4月11日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地      | 事業所の名称及び所在地                          | 障害福祉サービスの種類    | 指定年月日      |
|-----------------------------------|--------------------------------------|----------------|------------|
| 社会福祉法人西川保健福祉会<br>西村山郡西川町大字海味548番地 | ケアハイツ西川指定居宅介護事業所<br>西村山郡西川町大字海味548番地 | 居宅介護<br>重度訪問介護 | 平成20. 3.25 |

## 山形県告示第381号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成20年4月11日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                         | 障害福祉サービスの種類 | 廃止年月日      |
|------------------------------|-------------------------------------|-------------|------------|
| 医療法人敬愛会<br>尾花沢市大字朧気695番地の3   | ホームヘルパーステーションゆとり<br>尾花沢市大字朧気695番地の3 | 居宅介護        | 平成20. 3.31 |

## 山形県告示第382号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第32条第1項の規定により、指定相談支援事業者を次のとおり指定した。

平成20年4月11日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地               | 事業所の名称及び所在地                        | 指定年月日      |
|----------------------------------------|------------------------------------|------------|
| 特定非営利活動法人ひだまりの家かほく<br>西村山郡河北町谷地丁45番地の4 | 地域活動支援センターひだまり<br>西村山郡河北町谷地丁45番地の4 | 平成20. 3.21 |

## 山形県告示第383号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成20年4月11日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地    | 事業所の名称及び所在地                      | 居宅サービスの種類 | 廃止年月日      |
|------------------------|----------------------------------|-----------|------------|
| 医療法人土田医院<br>新庄市桧町18番地2 | 医療法人土田医院訪問看護ステーション<br>新庄市桧町18番地2 | 訪問看護      | 平成20. 3.31 |

## 山形県告示第384号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成20年4月11日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護予防サービス事業者の名称及び所在地  | 事業所の名称及び所在地                      | 介護予防サービスの種類 | 廃止年月日      |
|------------------------|----------------------------------|-------------|------------|
| 医療法人土田医院<br>新庄市桧町18番地2 | 医療法人土田医院訪問看護ステーション<br>新庄市桧町18番地2 | 介護予防訪問看護    | 平成20. 3.31 |

## 山形県告示第385号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成20年4月11日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地             | 事業所の名称及び所在地                                     | 障害福祉サービスの種類    | 指定年月日      |
|------------------------------------------|-------------------------------------------------|----------------|------------|
| 特定非営利活動法人置賜ひまわり会<br>南陽市宮内3196番地の1        | グループホームさくらんぼの丘南陽<br>南陽市宮内3196番地の1               | 共同生活援助         | 平成20. 4. 1 |
| 社会福祉法人高畠町社会福祉協議会<br>東置賜郡高畠町大字高畠454番地4    | 高畠ふれあいケアセンター<br>東置賜郡高畠町大字高畠454番地4               | 居宅介護<br>重度訪問介護 | 同          |
| 社会福祉法人山形県社会福祉事業団<br>山形市緑町一丁目9番30号        | 希望が丘あさひ寮短期入所事業所<br>東置賜郡川西町大字下小松2045番地の20        | 短期入所           | 同          |
| 社会福祉法人山形県社会福祉事業団<br>山形市緑町一丁目9番30号        | 希望が丘こだま寮短期入所事業所<br>東置賜郡川西町大字下小松2045番地の20        | 短期入所           | 同          |
| 社会福祉法人山形県社会福祉事業団<br>山形市緑町一丁目9番30号        | 希望が丘まつのみ寮短期入所事業所<br>東置賜郡川西町大字下小松2045番地の20       | 短期入所           | 同          |
| 社会福祉法人山形県社会福祉事業団<br>山形市緑町一丁目9番30号        | 希望が丘しらさぎ寮短期入所事業所<br>東置賜郡川西町大字下小松2045番地の20       | 短期入所           | 同          |
| 社会福祉法人山形県社会福祉事業団<br>山形市緑町一丁目9番30号        | 希望が丘ひめゆり寮短期入所事業所<br>東置賜郡川西町大字下小松2045番地の20       | 短期入所           | 同          |
| 社会福祉法人川西町社会福祉協議会<br>東置賜郡川西町大字上小松2918番地の2 | 社会福祉法人川西町社会福祉協議会居宅介護事業所<br>東置賜郡川西町大字上小松2918番地の2 | 居宅介護           | 同          |
| 社会福祉法人小国町社会福祉協議会<br>西置賜郡小国町大字岩井沢604番地2   | おぐに社協指定障害者福祉サービス事業所<br>西置賜郡小国町大字岩井沢604番地2       | 居宅介護<br>重度訪問介護 | 同          |
| 社会福祉法人白鷹町社会福祉協議会<br>西置賜郡白鷹町大字荒砥甲488番地    | 白鷹町社会福祉協議会障害福祉サービス事業所<br>西置賜郡白鷹町大字荒砥甲488番地      | 居宅介護<br>重度訪問介護 | 同          |

|                                      |                                         |                |   |
|--------------------------------------|-----------------------------------------|----------------|---|
| 社会福祉法人白鷹福祉会<br>西置賜郡白鷹町大字荒砥甲377       | 白鷹陽光学園<br>西置賜郡白鷹町大字山口408番地              | 短期入所           | 同 |
| 社会福祉法人飯豊町社会福祉協議会<br>西置賜郡飯豊町大字椿3642番地 | 訪問介護ステーション福祉の里めざみ<br>西置賜郡飯豊町大字椿3642番地   | 居宅介護<br>重度訪問介護 | 同 |
| 社会福祉法人飯豊町社会福祉協議会<br>西置賜郡飯豊町大字椿3642番地 | 短期入所生活介護センター福祉の里めざみ<br>西置賜郡飯豊町大字椿3642番地 | 短期入所           | 同 |

山形県告示第386号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成20年4月11日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地          | 事業所の名称及び所在地                    | 障害福祉サービスの種類    | 指定年月日    |
|---------------------------------------|--------------------------------|----------------|----------|
| 特定非営利活動法人はらっぱ<br>東置賜郡川西町大字上小松2931番地の2 | たんぼぼ<br>東置賜郡川西町大字上小松2931番地の2   | 就労継続支援         | 平成20.4.1 |
| 特定非営利活動法人ともの家<br>米沢市大町三丁目3番47号        | 特定非営利活動法人ともの家<br>米沢市大町三丁目3番47号 | 就労継続支援         | 同        |
| 特定非営利活動法人杏の家<br>米沢市大字諸仏町4851番地        | 特定非営利活動法人杏の家<br>米沢市大字諸仏町4851番地 | 就労継続支援         | 同        |
| 特定非営利活動法人置賜自然と共育の村<br>米沢市大字口田沢3216番地  | かにの家<br>米沢市大字口田沢3216番地         | 生活介護<br>短期入所   | 同        |
| 社会福祉法人陽光会<br>南陽市宮内1266番地の1            | いちょうの家<br>南陽市宮内1266番地の1        | 生活介護<br>就労継続支援 | 同        |
| 有限会社なごみの部屋<br>米沢市福田町二丁目3番169号         | なごみ~る<br>米沢市大町三丁目6番39号         | 就労継続支援         | 同        |

山形県告示第387号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成20年4月11日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地      | 事業所の名称及び所在地                         | 障害福祉サービスの種類      | 指定年月日    |
|-----------------------------------|-------------------------------------|------------------|----------|
| 社会福祉法人山形県社会福祉事業団<br>山形市緑町一丁目9番30号 | 希望が丘米沢共同生活事業所<br>西置賜郡川西町大字上小松1813番地 | 共同生活介護<br>共同生活援助 | 平成20.4.1 |

山形県告示第388号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号)第4条第7項の規定により、山形県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のとおり変更した。

平成20年4月11日

山形県知事 齋藤 弘



## 1 変更した事項

第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能性について本県に定められた数量等に関する事項のうち第一種特定海洋生物資源の平成19年の知事管理の対象となる漁期及び数量

## 2 変更した内容

## (1) 変更前

| 第一種特定海洋生物資源 | 管理の対象となる漁期 | 本県に定められた数量 |
|-------------|------------|------------|
| ずわいがに       | 7月から翌年6月   | 24トン       |

## (2) 変更後

| 第一種特定海洋生物資源 | 管理の対象となる漁期 | 本県に定められた数量 |
|-------------|------------|------------|
| ずわいがに       | 7月から翌年6月   | 32トン       |

## 山形県告示第389号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成20年4月11日

山形県知事 齋藤 弘

## 1 基本測量を実施した地域

鶴岡市

長井市

大石田町

## 2 基本測量を実施した期間

平成19年5月14日から平成20年3月14日まで

## 3 作業の種類

基本測量（国土調査に伴う基準点測量作業）

## 山形県告示第390号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形地方法務局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成20年4月11日

山形県知事 齋藤 弘

## 1 公共測量を実施した地域

山形市印役町二丁目及び双月町一丁目の各全部地域

## 2 公共測量を実施した期間

平成19年9月1日から平成20年3月24日まで

## 3 作業の種類

公共測量（登記所備付地図作成作業）

## 山形県告示第391号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成20年4月11日

山形県知事 齋藤 弘

## 1 土地改良区の名称

袖浦土地改良区

## 2 事務所の所在地

酒田市坂野辺新田字地続山973番地の4

## 3 認可年月日

平成20年4月2日

## 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

## 山形県告示第392号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第30条第2項の規定により、土地改良区連合の定款の変更を次のとおり認可した。

平成20年4月11日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 土地改良区連合の名称

最上川下流右岸土地改良区連合

## 2 事務所の所在地

酒田市飛鳥字大林547番地1

## 3 認可年月日

平成20年3月27日

## 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

## 山形県告示第393号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成20年4月11日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 (1) 解除予定保安林の所在場所

米沢市大字関字芳之沢・字大蹠(以上2字国有林。次の図に示す部分に限る。)

## (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

## (3) 保安林解除の理由

道路用地とするため

## 2 (1) 解除予定保安林の所在場所

米沢市大字関字芳之沢・字大蹠(以上2字国有林。次の図に示す部分に限る。)

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## (3) 保安林解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課及び米沢市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 山形県告示第394号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成20年4月11日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

山形市大字上東山字中沢山1935 - 70から1935 - 73まで、2499

## (2) 保安林として指定された目的

## 水源のかん養

## (3) 変更後の指定施業要件

## イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

## 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

山形市大字妙見寺字真坂1553・1556・1557・字追立1768・字譲葉沢1773・字滝ノ下1769(以上6筆について次の図に示す部分に限る。)

## (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

## (3) 変更後の指定施業要件

## イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

## 3 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

山形市大字妙見寺字沼1770・字滝ノ下1769・字追立1768・字譲葉沢1773(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)  
字木白沢1774、字吠下1772・字朴木沢1771(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)  
字打山1127、1554-1(次の図に示す部分に限る。)  
1554-2、1554-3、1555-1(次の図に示す部分に限る。)  
1555-2、1718-1から1718-4まで、字真坂1546(次の図に示す部分に限る。)  
1552、1553、1556から1558まで(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)  
字大沼平1762-1、1762-2、字三本木1426-1、1428-1、1433-1、1434

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

## 4 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

山形市大字滝平字八森山1265

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

- 5 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
山形市大字若木字前鉄地獄谷山1348 - 1、1348 - 4、字中鉄地獄谷山1348 - 2、1348 - 5、字鍵鉄地獄谷山1348 - 3、1348 - 6
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 6 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
上山市小穴字大山沢2423 - 2
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 7 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
天童市大字山口字薪山4250 - 16、4250 - 30 (次の図に示す部分に限る。) 4250 - 31、4250 - 32、4250 - 33 (次の図に示す部分に限る。) 字留山4251 - 12、4251 - 13・4251 - 22 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。) 4251 - 23、4251 - 24、4251 - 25 (次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 8 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
天童市大字山口字薪山4250 - 16、4250 - 30 (次の図に示す部分に限る。) 4250 - 31、4250 - 32、4250 - 33 (次の図に示す部分に限る。) 字留山4251 - 12、4251 - 13・4251 - 22 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。) 4251 - 23、4251 - 24、4251 - 25 (次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

□ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

9 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

東村山郡山辺町大字大蔵字松保1860

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

□ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

10 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

東村山郡山辺町大字大蔵字瀧返3170 - 79 (次の図に示す部分に限る。) 大字北作字烏帽子2979 - 33

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐は、択伐による。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

□ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

11 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

西村山郡河北町大字岩木字中平1596、1597、1599、1600、1601 - 1、1622、1624 - 1、1625 - 1、1625 - 2、1626 - 1、1626 - 2、1627 - 1、1628 - 1、1628 - 4、1628 - 6、1628 - 9、1629、1631 - 1、1631 - 2、1631 - 4、字地獄谷1497 - 1、1502、1502 - 1、1632 - 1、1632 - 7、1633 - 1、1633 - 2、1634 - 1、1634 - 2、1635 - 1、1635 - 2、1636 - 1、1636 - 2、1637 - 1、1637 - 2、1638 - 1、1638 - 2、1639 - 1、1639 - 2、1640 - 1 から1640 - 3まで、1641 - 1、1641 - 2、1642 - 2、1644 - 1、1644 - 2、1645 - 1、1645 - 2、1647 - 1、1651から1654まで、1656、1657、1659、1660、1663 - 1、1665、1666、1670 - 1、1671 - 1、1672 - 1、1679 - 1、1679 - 2、1680から1686まで、1687 - 2、1691 - 2、1694 - 1、1696 - 1、1696 - 2、1708 - 2、1708 - 5、1708 - 6、1709、1710、1711 - 1、1711 - 3、1711 - 4、1713 - 6、1714 - 1、1714 - 2、1714 - 4、1715 - 1、1715 - 2、1715 - 4、1718、1719、1723 - 1、1724、1726、1728 - 2、1730 - 1、1730 - 2、1731 - 1、1731 - 2、1732、1733 - 2、1734 - 1、1734 - 2、1736、1738 - 1、1741、1812 - 1、1812 - 3、1812 - 7 から1812 - 9まで、1812 - 11、1812 - 13、1812 - 15から1812 - 17まで、1812 - 19から1812 - 23まで、1812 - 26、1813 - 4、1813 - 8 から1813 - 11まで、1814 - 1 から1814 - 3まで、1815 - 1、1815 - 3 から1815 - 7まで、1816 - 2 から1816 - 5まで、1816 - 7 から1816 - 25まで、1816 - 28、1816 - 30、1816 - 32、1816 - 34、1816 - 37、1817 - 1、1817 - 6、1817 - 11から1817 - 16まで、1817 - 18から1817 - 21まで、1817 - 30、1818 - 1 から1818 - 26まで、1818 - 28から1818 - 31まで、1818 - 33、1818 - 35、1818 - 39、1818 - 41、1818 - 43、1818 - 45、1818 - 47、1818 - 49、1819 - 1、1819 - 2、1819 - 4、1819 - 12、1819 - 16から1819 - 24まで、1819 - 27、1819 - 29、1819 - 30、1819 - 32から1819 - 59まで、1819 - 61、1819 - 62、1820 - 1 から1820 - 31まで、1820 - 34から1820 - 40まで、1820 - 42から1820 - 44まで、1820 - 46から1820 - 48まで、1820 - 52、1820 - 53、1820 - 55から1820 - 61まで、1820 - 63から1820 - 66まで、1820 - 68、1820 - 69、1820 - 78、1820 - 80、1821 - 1、1821 - 6 から1821 - 16まで、1822 - 1 から1822 - 3まで、1822 - 5 から1822 - 15まで、1822 - 20、1822 - 22、1822 - 24、1822 - 26、1822 - 30、1822 - 32、1822 - 34、

1822 - 36、1822 - 38、1822 - 40、1822 - 44、1823 - 1 から1823 - 9まで、1823 - 12、1823 - 13、1823 - 15から1823 - 22まで、1823 - 43、1823 - 66、1824 - 7、1824 - 8、1824 - 10から1824 - 12まで、1824 - 17から1824 - 21まで、1824 - 23、1824 - 35、1825 - 17、1825 - 18、1825 - 20、1825 - 22、1825 - 24、1825 - 26、1825 - 28、1825 - 30、1825 - 32、1825 - 34、1825 - 36、1825 - 38、1825 - 40、1825 - 42、1825 - 44、1825 - 46、1825 - 48、1825 - 50

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

12 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

東根市大字関山字堂木沢山3169 - 4、3169 - 5

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

13 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

東根市大字東根元東根字丑ノ澤山9629・字水無山9630(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

14 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

尾花沢市大字畑沢字桂葉山793

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

- 15 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
尾花沢市大字岩谷沢字東沢690 - 1
- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山形県告示第395号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成20年4月11日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
西村山郡河北町西里字高正山3522 - 4
- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
西村山郡河北町西里字高正山3522 - 4
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び河北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 山形県告示第396号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、県道の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成20年4月11日から同月25日まで縦覧に供する。

平成20年4月11日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 尾花沢関山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                   | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長         |
|---------------------------------------|------|-----------------------|-------------|
| 東根市大字東根元東根字三日町1563番1から<br>同 字一日町4番3まで | 旧    | 10.0メートル<br>↓<br>6.8  | メートル<br>560 |
| 同 上                                   | 新    | 18.0メートル<br>↓<br>12.0 | メートル<br>960 |

## 山形県告示第397号

建築士法(昭和25年法律第202号)第9条第1項の規定により、二級建築士の免許を次のとおり取り消した。

平成20年4月11日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 免許の取消しをした年月日  
平成20年4月4日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名及び登録番号  
鈴木四朗 第2778号
- 3 免許の取消しの理由  
建築士法第8条の2第1号の規定による届出があったため。

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

## 山形県選挙管理委員会告示第28号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第2項の規定により、平成20年4月1日以降、政治活動(選挙運動を含む。)のために寄附を受け又は支出することができない団体となった。

平成20年4月11日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

## その他の政治団体

| 政治団体の名称    | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地   |
|------------|--------|----------|--------------|
| 青柳仁士政経一心会  | 青柳仁士   | 山口雅則     | 天童市久野本1-5-34 |
| 伊藤孜後援会     | 高橋貞夫   | 伊藤清毅     | 山形市大字谷柏233-2 |
| 伊藤つとむ連合後援会 | 伊藤孜    | 伊藤清毅     | 山形市大字谷柏233-2 |
| いとう護国後援会   | 片桐元吉   | 伊藤信一     | 天童市大字道満256   |



|                 |        |       |                   |
|-----------------|--------|-------|-------------------|
| 柿崎きよき後援会「柿の樹会」  | 武田市兵衛  | 蜂屋恵弘  | 山形市南四番町6-1        |
| 鈴木忠夫後援会         | 鈴木忠夫   | 山口正昭  | 上山市金谷599          |
| 須田勝男とみんなの会      | 須田勝男   | 斉藤芳博  | 上山市相生93-2         |
| 多田一夫と元気な街の会     | 後藤和弘   | 蜂屋恵弘  | 山形市本町2-4-29       |
| 開かれた真市民の会       | 岡崎博之   | 青山保介  | 山形市南四番町6-1        |
| 大石田を愛する若者の会     | 村形昌一   | 森田勇   | 北村山郡大石田町大字大石田甲41  |
| 常盤茂樹後援会         | 柴崎正二   | 熊谷富太郎 | 北村山郡大石田町大字大石田甲41  |
| しんこを育てる会        | 小野秀一   | 荒木忠孝  | 最上郡戸沢村大字松坂114     |
| 五十嵐文雄後援会        | 鈴木文雄   | 渡部富雄  | 西置賜郡飯豊町大字白川538-2  |
| 伊藤亮一と米沢を考える市民の会 | 伊藤亮一   | 北見善男  | 米沢市古志田町2544       |
| 衣袋しょうじ後援会       | 菅間正浩   | 衣袋由紀子 | 西置賜郡白鷹町大字畔藤1158-2 |
| 遠藤宏三後援会         | 森谷又右工門 | 森谷久一  | 米沢市六郷町西江股351      |
| 佐藤伊左工門後援会       | 加藤岩次   | 佐藤忠   | 米沢市万世町片子281-3     |
| めぐろ栄樹後援会        | 目黒栄樹   | 小関栄助  | 長井市今泉23           |
| 日下部よしお後援会       | 門脇薫    | 高橋賢一  | 東田川郡庄内町前田野目字田割23  |
| すてきに鶴岡橋本由美後援会   | 橋本由美   | 広瀬のり子 | 鶴岡市東新斎町12-10      |
| 高橋一夫後援会         | 庄司君男   | 五十嵐正哉 | 鶴岡市睦町3-17         |
| 富樫民雄後援会         | 高橋誠    | 富樫千敏  | 鶴岡市平形字前田元51-3     |
| 藤島高志会           | 阿部博光   | 白旗三夫  | 鶴岡市藤島字笹花42-2      |

## 公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、山形県給与等システムの擬似Web化移行事業に係るハードウェア等賃貸サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成20年4月11日

山形県知事 齋藤 弘

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁 e-ミーティングルーム(15階)
- (2) 日時 平成20年4月25日(金) 午後2時

## 2 入札に付する事項

## (1) 調達をする役務の名称及び数量

山形県給与等システムの擬似Web化移行事業に係るハードウェア等賃貸サービス 一式

## (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び入札要件書による。

## (3) 契約期間 平成20年8月1日から平成25年7月31日まで

## (4) 履行場所 入札説明書による。

- (5) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち8箇月分に相当する金額により行う。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に係る総額の金額のうち8箇月分に相当する金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。  
(2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。  
(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。  
(4) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び入札要件書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県政策推進部情報企画課給与システム担当 電話番号023(630)3270

## 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。  
(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

## 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

## 7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を平成20年4月23日(水)午後5時までに山形県政策推進部情報企画課給与システム担当に提出すること。  
(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報の保護に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。  
(3) この入札及び契約については、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。  
(4) 詳細については入札説明書による。

特定調達契約に係る落札不調を次のとおり決定した。

なお、この落札不調に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成20年4月11日

山形県立新庄病院長 鈴木 知 信

## 1 落札不調に係る特定役務の名称及び数量

債務負担行為 山形県立新庄病院医事業務 一式

## 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県立新庄病院医事経営課 新庄市若葉町12番55号 電話番号0233(22)5525

## 3 落札不調を決定した日 平成20年2月14日

## 4 特定調達契約の相手方を決定した手続き 一般競争入札

5 山形県物品等及び特定役務の調達の特例に関する規則(平成7年12月県規則第95号)第3条の公告を行った日  
平成19年12月14日

正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ | 行  | 誤          | 正          |
|------------|------------|-----|----|------------|------------|
| 平成20. 4. 1 | 号外(15)     | 10  | 22 | 「職員研修センター」 | 「職員育成センター」 |

平成20年4月11日印刷  
平成20年4月11日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部登  
電話 山形(631)2057 (631)2056